

令和6年第1回五島市議会臨時会議案表

(令和6年2月2日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 1 号	五島市手数料条例の一部改正について	1
議案第 2 号	令和5年度五島市一般会計補正予算（第7号）	別冊

議案第 1 号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成 1 6 年五島市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号ア中「に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円

第 2 条第 6 号エ中「に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書」に改め、同号キ中「受理した書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類 1 件」を「1 件」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「又は届書」を「、届書」に改め、「事項の証明書」の次に「又は届書等情報の内容の証明書」を加え、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円

別表第 7 第 2 項中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に、「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0,

000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第7の規定は、同表の改正規定の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を新たに定めるほか、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料の額を改めるなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。